

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第16号

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道安全管理規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長の責務)</p> <p>第4条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 局長及び部長会構成職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害及びその他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を京都市交通局危機管理計画に定め、職員に周知・徹底するものとする。</p>	<p>(局長の責務)</p> <p>第4条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 局長及び部長会構成職員は、事故、事故のおそれのある事態、災害、<u>サイバーセキュリティ侵害</u>及びその他輸送の安全確保に支障を及ぼすおそれのある事態（以下「事故・災害等」という。）の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を京都市交通局危機管理計画に定め、職員に周知・徹底するものとする。</p>
<p>(組織体制)</p> <p>第5条 本市高速鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p>	<p>(組織体制)</p> <p>第5条 本市高速鉄道事業における安全の確保に関する体制は、第1図のとおりとし、各々の責任者の役割及び権限は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>サイバーセキュリティ責任者</u> 鉄道事業の輸送の安全に関わるシステムに</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>第6条～第46条 (略)</p>	<p><u>係るサイバーセキュリティの確保に関する事項を統括する。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>第6条～第46条 (略)</p> <p><u>第3編 サイバーセキュリティを確保するための事業の実施及び管理の方法</u></p> <p><u>第1章 サイバーセキュリティ責任者の責務</u></p> <p><u>(サイバーセキュリティ責任者)</u></p> <p><u>第47条 サイバーセキュリティ責任者には、高速鉄道部担当部長を充てる。</u></p> <p><u>2 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティを確保する責務を有する。</u></p> <p><u>3 サイバーセキュリティ責任者は、サイバーセキュリティの確保に必要な措置の検討に当たり、職員、設備の状況その他の事項を総合的に勘案し、安全性及び実現可能性の検証を行うものとする。</u></p> <p><u>4 サイバーセキュリティ責任者は、職員に対するサイバーセキュリティの確保に必要な教育・訓練を適切に管理するものとする。</u></p> <p><u>5 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者との連絡、調整を密にするものとする。</u></p> <p><u>6 サイバーセキュリティ責任者は、輸送の安全の確保に関し、必要な情報を安全統括管理者その他必要な責任者に伝達し</u></p>
------------------------------------	---

又は必要な情報を受けるものとする。

## 第2章 事業の実施及び管理の方法

(サイバーセキュリティ侵害の防止対策  
の検討)

### 第48条 サイバーセキュリティ責任者

は、サイバーセキュリティの確保に資す  
る情報を分析、整理しこれらの防止対策  
の検討を行うものとする。

2 サイバーセキュリティ責任者は、前項  
の検討を通じて、不安全事故の再発防止  
又は安全意識の向上の観点から輸送業務  
に携わる者に知らしめることが重要であ  
る事項については、安全統括管理者その  
他必要な責任者が共有できるようにしな  
なければならない

(サイバーセキュリティ侵害の報告  
及び対応)

第49条 安全統括管理者その他必要な責  
任者は、サイバーセキュリティ侵害に対  
する責任者、対応方法その他必要な事項  
をよく理解し、サイバーセキュリティ侵  
害が発生した場合は、必要な対応をとら  
なければならない。

2 サイバーセキュリティ責任者は、必要  
に応じ、あらかじめ定めた責任者の権限  
を超越して適切かつ柔軟な対応を行わな  
なければならない。

3 サイバーセキュリティ侵害の発生を知  
った職員は、速やかにあら  
かじめ定められた方法により、その情報

を報告しなければならない。

4 サイバーセキュリティ責任者は、規程等により、関係行政機関に速やかに報告しなければならない。

(業務の確認)

第50条 サイバーセキュリティ責任者

は、適宜、業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての確な措置を講ずる。

(安全管理体制の維持のための教育訓練)

第51条 サイバーセキュリティ責任者

は、サイバーセキュリティの確保のため安全管理体制の維持、改善に必要な教育、訓練の実施の方法について定めなければならない。

(規程等の整備)

第52条 サイバーセキュリティ責任者

は、サイバーセキュリティの確保のため必要となる規程を定める。

2 対象設備に係る業務を委託する場合

にあつては、サイバーセキュリティの確保のため、受託者毎に委託業務の種類、範囲、作業に必要な情報の管理（異常時における連絡通報体制を含む。）、受託者の業務管理体制、教育訓練体制及び係員に必要な資格を確認するよう規程に定める。

(規程、帳票類等の備え付け及び記録の

